

しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱

制定 令和7年4月1日区長決定

要綱第83号

改正 令和8年4月1日区長決定

要綱第80号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に、創エネルギー機器および省エネルギー機器等を設置した者に対し、その経費の一部を助成することにより、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量を削減し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住民登録をしている者をいう。
- (2) 管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合または同法第2条第4号に規定する管理者等をいう。
- (3) 法人 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者または個人事業主をいう。
- (5) 集合住宅 1棟の建物のうち構造上区分され、独立して住居としての用に供することができる部分が2戸以上ある建物をいう。
- (6) 戸建住宅 独立した1棟の建物であり、集合住宅以外の住宅をいう。
- (7) 二酸化炭素排出量算定クラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。） 二酸化炭素排出量を算定することを目的としたシステムをいう。
- (8) BELS 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第33条の2に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (9) BELS評価書 BELSに基づき、建物の省エネルギー性能を第三者評価によって認証したことを証明するものをいう。
- (10) ZEB 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制等により、年間の一次エネルギー消費量を大幅に削減することを目指した建築物で、「『ZEB』」、「Nearl y ZEB」、「ZEB Ready」および「ZEB Oriented」のいずれかの要件を満たし、BELS評価書を取得したものをいう。

- (1 1) Z E H 外皮の断熱性能等を大幅に向上させること等により、年間の一次エネルギー消費量を大幅に削減することを旨とした住宅で、『Z E H』、『Z E H +』、『N e a r l y Z E H』、『N e a r l y Z E H +』、『Z E H O r i e n t e d』および『Z E H R e a d y』のいずれかの要件を満たしたものをいう。
- (1 2) 東京ゼロエミ住宅 東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱(令和元年6月28日付31環地環第86号)に規定する東京ゼロエミ住宅をいう。
- (1 3) 上乗せ設計費 Z E Bに係る設計・検討および省エネ計算に要する費用をいう。
- (1 4) Z E V 走行時にCO₂等の排出ガスを出さない車両をいう。

(対象機器等、助成対象者および助成要件等)

第3条 助成の対象機器等(以下「助成対象機器等」という。)、助成対象者、設置等の対象となる建物、助成要件、対象経費および助成金額は、別表に定めるものとする。

(受付期間等)

第4条 助成金の交付および請求申請の受付期間は、助成対象年度の5月に属する最終月曜日から翌年3月に属する第三月曜日までとする。ただし、当該日が「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」に定める休日に当たる場合は、その直後の平日を当該日とみなす。

- 2 助成金の交付および請求申請の受付は先着順に行い、助成件数が予定件数に達した日をもって、申請の受付を終了する。ただし、クラウドサービスにおいては事前協議の申請をもって受け付けたものとし、事前協議の件数が予定件数に達した日をもって、申請の受付を終了する。

(助成対象機器等の設置等完了日)

第5条 助成対象機器等の設置等完了日は、機器の設置が完了した日とする。ただし、次に掲げる助成対象機器等については、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 省エネルギー家電 対象機器を購入した日
- (2) クラウドサービス 利用終了日
- (3) Z E B設計 B E L S評価書の交付を受けた日
- (4) Z E H 国または東京都が実施するZ E Hまたは国が定めるZ E H水準以上の住宅を助成対象とする助成事業の交付確定を受けた日
- (5) 東京ゼロエミ住宅 東京都の「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」において、助成対象住宅として助成金の交付確定を受けた日
- (6) Z E V 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車および

超小型モビリティにおいては初度登録年月の属する月の末日、原動機付自転車・側車付二輪自動車およびミニカーにおいては新車登録日

- 2 太陽光発電システム、蓄電池システム、事業所用LED照明、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、ヒートポンプ給湯器および宅配ボックスの設置が建物の新改築工事に付随する場合は、建物完成後の引き渡し時点で設置が完了したものとみなす。
- 3 助成対象機器等の設置等完了日は、助成を受けようとする年度の4月1日から前条第1項に定める受付期間の最終日までの間の日でなければならない。ただし、第1項第2号については、前条第1項に定める受付期間の最終日の翌日以降も継続してサービスを利用する場合、前条第1項に定める受付期間内で区長が定める日を、第1項第4号から第6号までについては、設置等完了日の翌日から起算して1年以内で区長が定める日を設置等完了日とみなすことができる。

(クラウドサービスにおける助成金額算定の対象期間)

第6条 クラウドサービスにおいては、助成金額算定の対象となる期間を当該サービスの利用開始日から前条で定める設置等完了日までとする。

- 2 助成対象年度以前より継続してクラウドサービスを利用している場合は、助成を受けようとする年度の4月1日を利用開始日とみなすことができる。

(クラウドサービスにおける事前協議)

第7条 クラウドサービスにおいては、助成金の交付を受けようとする者は、交付申請前かつ第4条第1項に定める受付期間内にしながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)事前協議書(第1号様式)により、区長に協議をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、電子情報処理組織を使用して事前協議を行わせることができる。この場合において、事前協議者は電子上で必要な事項を回答するとともに、前項に掲げる書類の電磁的記録を提出しなければならない。
- 3 区長は、第1項の規定により協議を受けたときは、これを審査し、別表(第3条関係)に定める要件に該当すると認めるときは、しながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)事前協議承認書(第2号様式)により承認するものとする。
- 4 区長は、第1項の規定により協議を受け、審査の結果、要件に該当しないと認めるときは、しながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)事前協議不承認書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定により、承認を受けた者(以下「助成予定者」という。)は第4条第1項に定める受付期間の最終日までにクラウドサービスの利用を開始しなければならない。

ない。

(クラウドサービスにおける変更・取下げ協議および回答)

第8条 前条に定める助成予定者が承認された内容を変更または取下げしようとするときは、事前にしながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)変更・取下げ協議書(第4号様式)に必要な書類を添えて、区長に協議するものとする。

2 区長は、前項の規定により変更の協議を受けたときは、これを審査し、しながわゼロカーボンアクション助成金(二酸化炭素排出量算定クラウドサービス)事前協議承認書により承認するものとする。

3 区長は、第1項の規定により取下げの協議を受けたときは、前条2項の承認内容を取り消すこととし、速やかに助成予定者にその旨を通知する。

(交付申請等)

第9条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象機器等の設置等完了日後に、しながわゼロカーボンアクション助成金交付申請書兼請求書(第5号様式)および対象機器等詳細説明書(第6号様式)に、別に定める必要書類を添付して、区長に対し助成金の交付および請求申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、電子情報処理組織を使用して助成金の申請および請求を行わせることができる。この場合において、申請者は電子上で必要な事項を回答するとともに、前項に掲げる書類の電磁的記録を提出しなければならない。

(助成金額の確定および交付決定等)

第10条 区長は、第9条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは助成金の交付を決定し、助成金額を確定するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付が決定したときは、しながわゼロカーボンアクション助成金交付決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

3 第1項の規定による審査により助成要件に適合しないと認めるときは、助成金の不交付を決定し、しながわゼロカーボンアクション助成金不交付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(手続代行者)

第11条 申請者は第7条の事前協議、第9条の助成金の交付および請求申請について、施工業者等に対してこれらの手続きを依頼することができる(以下「手続代行者」と

いう。)

(申請内容の取下げ等)

第12条 助成金の交付を決定された者(以下「助成決定者」という。)は、第10条の規定による決定後、第9条の規定による申請を取り下げるときは、直ちにしながらゼロカーボンアクション助成金取下届出書(第9号様式)により区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項に掲げる届出を受けたときは、助成金の交付決定を取り消すこととし、速やかに助成決定者にその旨を通知する。
- 3 区長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金について返還を求めることができる。

(交付決定の取消および助成金の返還等)

第13条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者にその旨を通知する。
- 3 区長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金について返還を求めることができる。

(調査等)

第14条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、助成予定者、申請者、助成決定者または手続代行者から報告を求め、または自ら調査を実施することができる。

(報告等)

第15条 前項に規定する報告のほか、区長は助成予定者、申請者、助成決定者または手続代行者に対し、必要に応じてその他の報告および資料の提供等を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。